二　前項第一号ニに該当する保育事業主であつて、次のいずれにも該当するものであること。

イ　賃金制度整備計画の期間の末日の翌日から起算して一年を経過する日（次項において「一年経過日」という。）までの期間における当該賃金制度の整備に係る事業所における離職者の数を当該賃金制度整備計画の期間の末日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合が、当該事業所の労働者数に応じて職業安定局長が定める目標値を達成している事業主であること。

ロ　当該賃金制度の整備に係る事業所に雇用されていた者であつて、賃金制度整備計画の期間の末日の翌日から都道府県労働局長に対する職場定着支援助成金（この号の規定によるものに限る。）の受給についての申請書を提出するまでの間（以下このロにおいて「基準期間」という。）に離職したもののうち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

第百十八条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二項第一号ニに規定する保育事業主が、前項第二号に該当することにより、職場定着支援助成金の支給を受け、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合にあつては、当該事業主に対し、九十万円を支給するものとする。

一　一年経過日の翌日から起算して二年を経過する日までの期間における当該賃金制度の整備に係る事業所における離職者の数を一年経過日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合が、当該事業所の労働者数に応じて職業安定局長が定める目標値を達成している事業主であること。

二　当該賃金制度の整備に係る事業所に雇用されていた者であつて、一年経過日の翌日から都道府県労働局長に対する職場定着支援助成金（この項の規定によるものに限る。）の受給についての申請書を提出するまでの間（以下この号において「基準期間」という。）に離職したもののうち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

第百十八条の二第一項第一号中「期間の定めのある労働契約を締結する労働者（以下「有期契約労働者」という。）」を「有期契約労働者」に改め、「（労働者派遣法第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）」及び「（期間の定めのない労働契約を締結している労働者であつて、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいい、派遣労働者を除く。以下この号において同じ。）」を削り、同条第四項を次のように改める。

4　第一項第一号ハ(2)(i)に規定する措置を講じた事業主であつて、当該措置を職務の相対的な比較を行うための手法を用いて行うものに対しては、同項第二号ロ(1)又は(2)に定める額に加え、一の事業所につき十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）を支給するものとする。

第百十八条の二に次の二項を加える。

5　第一項第一号ハ(2)(i)に規定する措置を講じた中小企業事業主であつて、当該措置（その雇用する全ての有期契約労働者等について、賃金を一定の割合以上で増額する措置に限る。）を実施するに当たり職業安定局長が定める割合以上で増額したものに対しては、同項第二号ロ(1)に定める額に加え、対象者一人につき一万四千二百五十円（職業安定局長が定める条件に該当する事業主にあつては、一万八千円）を支給するものとする。

6　第一項第一号ハ(2)(i)に規定する措置を講じた中小企業事業主であつて、当該措置（その雇用する合理的に区分された有期契約労働者等について、賃金を一定の割合以上で増額する措置に限る。）を実施するに当たり職業安定局長が定める割合以上で増額したものに対しては、同項第二号ロ(2)に定める額に加え、対象者一人につき七千六百円（職業安定局長が定める条件に該当する事業主にあつては、九千六百円）を支給するものとする。

第百二十条及び第百二十条の二中「第百二条の五第二項、第六項及び第八項に、第百四条、第百十条第二項及び第七項」を「第百二条の五第二項、第六項及び第八項、第百四条、第百四条の二、第百十条第二項、第七項及び第九項」に、「附則第十六条」を「附則第十六条の二」に、「第百十八条第二項及び第三項」を「第百十八条第二項から第四項まで」に改め、「高年齢者雇用安定助成金」の下に「、六十五歳超雇用推進助成金」を、「高年齢者雇用開発特別奨励金」の下に「、生活保護受給者等雇用開発助成金」を加える。

第百二十五条第一項第一号ルに次のように加える。

(5)　中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十六条第二項第一号の事業分野別指針に定められた事項に関する研修として行う訓練

第百三十八条中「、第百四十条及び第百四十条の二」を「及び第百四十条から第百四十条の三まで」に改め、同条第二号の三中「（昭和二十六年法律第四十五号）」を削る。

「第三節　実践型地域雇用創造事業及び戦略産業雇用創造プロジェクト」を「第三節　実践型地域雇用創造事業、戦略産業雇用創造プロジェクト及び地域活性化雇用創造プロジェクト」に改める。

第百四十条の二の次に次の一条を加える。

（地域活性化雇用創造プロジェクト）

第百四十条の三　法第六十二条第一項第六号又は第六十三条第一項第八号に掲げる事業として、都道府県からの提案に係る事業から構成されるプロジェクトであつて、当該都道府県における人材の育成及び確保を通じた雇用の創造に資するために適当であると厚生労働大臣が認めるもの（次項において「地域活性化雇用創造プロジェクト」という。）について、当該都道府県が実施する事業に要する経費の一部を補助するものとする。

2　前項の都道府県が実施する事業のほか、地域活性化雇用創造プロジェクトに係る事業を行うものとする。

第百四十四条の二第二項中「の長」と、」の下に「第百十条第九項第一号イ並びに」を加え、「第百十八条の二第一項第一号」を「第百十二条第二項第二号ハ」に改め、「「、派遣労働者」」を「第百十八条第二項第一号ロ(v)及び第百十八条の二中「派遣労働者」」に、「「、派遣労働者又は派遣船員」」を「「派遣労働者又は派遣船員」」に、「同号ハ(1)(iv)中「派遣労働者（派遣元事業主」とあるのは「派遣労働者又は派遣船員（」を「同条第一項第一号ハ(1)(iv)中「派遣元事業主」とあるのは「」に改め、「「派遣労働者」とあるのは「派遣労働者又は派遣船員」と、」及び「と、同条第三項中「派遣労働者」とあるのは「派遣労働者又は派遣船員」」を削る。

附則第十五条の四の次に次の一条を加える。

（労働移動支援助成金に関する暫定措置）

第十五条の四の二　第百二条の五第六項第一号イの雇入れを行つた事業主に対する同項第三号の規定の適用については、平成三十二年十二月三十一日までの間においては、同号イ中「四十万円」とあるのは、「八十万円」とする。

附則第十六条を附則第十六条の二とし、附則第十五条の五の次に次の一条を加える。

（地域雇用開発奨励金に関する暫定措置）

第十六条　第百十二条第一項の地域雇用開発奨励金として、同条第二項に規定するもののほか、次の各号のいずれにも該当する事業主に対して、第三号の雇入れに係る者の数に応じ、当該者の雇入れに係る費用の額を限度として支給するものとする。

一　熊本県において事業所を設置し、又は整備する事業主であること。

二　雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年厚生労働省令第百六十一号）の施行の日から平成二十九年十月十八日までの間に熊本労働局長に対して、前号の設置又は整備に係る事業所（以下この条において「対象事業所」という。）の設置又は整備及び当該設置又は整備に伴う労働者の雇入れに関する計画を提出した事業主であること。